

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第1号

(所 管) 教職員人事部教職員人事課

件 名	堺市立学校管理運営規則の一部改正について
提 案 理 由	主幹教諭の配置について見直すこととし、所要の改正を行うため、本件を上程するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>小学校、中学校、支援学校及び高等学校においては、管理職補佐として主幹教諭を配置しており、主幹教諭は、様々な管理職業務の軽減や、管理職と一般教員との繋ぎ役を担っている。</p> <p>現在の幼稚園の体制について、園運営に関し園長の負担が大きくなっており、園長の業務を軽減し、管理職と所属教員との連携を円滑化し、もって幼稚園の体制の強化を図るため、主幹教諭を幼稚園にも置くことができることとするもの。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行するものであること。</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</li><li><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</li><li><input type="checkbox"/> その他（ ）</li></ul>

議案第1号

堺市立学校管理運営規則の一部改正について

堺市立学校管理運営規則の一部を次のように改正する。

令和5年1月6日  
堺市教育委員会  
教育長 粟井 明彦

## 堺市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

堺市立学校管理運営規則（昭和32年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条」の次に「、第12条」を加え、「第10条第2項中「校務」とあるのは「園務」と」を「「校務」とあるのは「園務」と、第12条第3項中「副校長を置く小学校等にあつては、校長及び副校長）及び教頭」とあるのは「准園長を置く幼稚園にあつては、園長及び准園長）」と、「児童又は生徒」とあるのは「幼児」と、「教育、養護又は栄養」とあるのは「保育」と」に改め、「、「校務」とあるのは「園務」と」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市立学校管理運営規則（昭和32年教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（小学校等に関する規定の準用）</p> <p>第7条 第9条（第1項第1号及び第2号を除く。）、第10条、第16条第1項、第17条第1項、第18条から第21条まで、次章第3節及び第4節、第30条から第36条第1項まで並びに第6節の規定は、幼稚園について準用する。この場合において、これらの規定中「校長」とあるのは「園長」と、<u>第10条第2項中「校務」とあるのは「園務」と</u>、第17条第1項中「教務主任、生徒指導主事及び進路指導主事」とあるのは「教務主任」と、第18条第1項中「第15条に規定する教務主任等」とあるのは「第3条第1項に規定する教務主任及び主任」と、<u>「校務」とあるのは「園務」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>（小学校等に関する規定の準用）</p> <p>第7条 第9条（第1項第1号及び第2号を除く。）、第10条、<u>第12条</u>、第16条第1項、第17条第1項、第18条から第21条まで、次章第3節及び第4節、第30条から第36条第1項まで並びに第6節の規定は、幼稚園について準用する。この場合において、これらの規定中「校長」とあるのは「園長」と、<u>「校務」とあるのは「園務」と</u>、<u>第12条第3項中「副校長を置く小学校等にあつては、校長及び副校長）及び教頭」とあるのは「准園長を置く幼稚園にあつては、園長及び准園長）」と</u>、「児童又は生徒」とあるのは「幼児」と、<u>「教育、養護又は栄養」とあるのは「保育」と</u>、第17条第1項中「教務主任、生徒指導主事及び進路指導主事」とあるのは「教務主任」と、第18条第1項中「第15条に規定する教務主任等」とあるのは「第3条第1項に規定する教務主任及び主任」と読み替えるものとする。</p>